



鳥取県公報

平成18年 2月20日(月)
号外第20号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 告 示 | 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (95) (経営支援課) | 1 |
| | 中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正 (96) (〃) | 2 |
| | 漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (97) (水産課) | 3 |
| | 漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (98) (〃) | 4 |

告 示

鳥取県告示第95号

平成 8 年鳥取県告示第247号 (農業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。

平成18年 2月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則 (昭和37年鳥取県規則第 2 号) 第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|---------------|---|---------------|
| 2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率 | | 2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率 | |
| 利子補給率を上乗せする場合 | 上乗せする率 | 利子補給率を上乗せする場合 | 上乗せする率 |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年以内であるものに限る。) を年 0.3 パーセントの割合で交付する場合 | 年 0.3 パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 6 年以内であるものに限る。) を年 0.2 パーセントの割合で交付する場合 | 年 0.2 パーセント |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。) を年 0.375 パーセント | 年 0.375 パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。) を年 0.225 パーセント | 年 0.225 パーセント |

| | |
|--|-------------|
| の割合で交付する場合 | |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が8年を超え10年以内であるものに限る。）を年0.425パーセントの割合で交付する場合 | 年0.425パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）を年0.475パーセントの割合で交付する場合 | 年0.475パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。）を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 年0.5パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。）を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 年0.5パーセント |
| 略 | |

| | |
|--|-------------|
| の割合で交付する場合 | |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。）を年0.275パーセントの割合で交付する場合 | 年0.275パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合 | 年0.325パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）を年0.375パーセントの割合で交付する場合 | 年0.375パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。）を年0.425パーセントの割合で交付する場合 | 年0.425パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。）を年0.475パーセントの割合で交付する場合 | 年0.475パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 年0.5パーセント |
| 略 | |

鳥取県告示第96号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成18年2月20日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成18年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--------------------|--------------------------------------|--|--|--|--------------------|-------------|---|--|--|------------|------------|
| 中山間地域活性化 資金の種類等 | 貸付期間 | 貸付利率 | 利子補給率 | | 中山間地域活性化 資金の種類等 | 貸付期間 | 貸付利率 | 利子補給率 | | | |
| | | | 規則第2条第3項 第1号、第3号及 び第5号に掲げる 融資機関が貸し付 ける場合 | 規則第2条第3項 第2号、第4号、 第6号及び第7号 に掲げる融資機関 が貸し付ける場合 | | | | 規則第2条第3項 第1号、第3号及 び第5号に掲げる 融資機関が貸し付 ける場合 | 規則第2条第3項 第2号、第4号、 第6号及び第7号 に掲げる融資機関 が貸し付ける場合 | | |
| 1 加工流通施設整備資金 | (1) 大企業 業以外の 者に貸し 付ける場 合 | ア 貸付 金のうち 2億 7,000万 円以下の 部分 | 6年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント | ア 貸付 金のうち 2億 7,000万 円を越 える部 分 | 6年以内 | 年1.15パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント |
| | | | 6年超7年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント | | 6年超7年以内 | 年1.2パーセント以内 | 年1.65パーセント | 年0.8パーセント |
| | | 7年超8年以内 | 年1.5パーセント以内 | 年1.55パーセント | 年0.7パーセント | 7年超8年以内 | 年1.3パーセント以内 | 年1.55パーセント | 年0.7パーセント | | |
| | | 8年超9年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | 8年超9年以内 | 年1.4パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | | |
| | | 9年超10年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | 9年超10年以内 | 年1.5パーセント以内 | 年1.35パーセント | 年0.5パーセント | | |
| | | 10年超11年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.35パーセント | 年0.5パーセント | 10年超11年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | |
| | | 11年超12年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | 11年超12年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | |
| | | 12年超13年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | 12年超13年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | |
| | | 13年超14年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | 13年超14年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | |
| | | 14年超15年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | 14年超15年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.05パーセント | 年0.2パーセント | | |
| | (2) 大企業に貸 し付ける場合 | 6年以内 | 年1.85パーセント以内 | 年1.2パーセント | 年0.35パーセント | 6年以内 | 年1.65パーセント以内 | 年1.2パーセント | 年0.35パーセント | | |
| | | 6年超7年以内 | 年1.85パーセント以内 | 年1.2パーセント | 年0.35パーセント | 6年超7年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | |
| | | 7年超8年以内 | 年2.0パーセント以内 | 年1.05パーセント | 年0.2パーセント | 7年超8年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.05パーセント | 年0.2パーセント | | |
| | | 8年超9年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年0.95パーセント | 年0.1パーセント | 8年超9年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年0.95パーセント | 年0.1パーセント | | |
| | | 9年超10年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年0.95パーセント | 年0.1パーセント | 9年超10年以内 | 年2.0パーセント以内 | 年0.85パーセント | | | |
| | | 10年超11年以内 | 年2.2パーセント以内 | 年0.85パーセント | | 10年超11年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年0.75パーセント | | | |
| | | 11年超12年以内 | 年2.3パーセント以内 | 年0.75パーセント | | 11年超12年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年0.75パーセント | | | |
| | | 12年超13年以内 | 年2.3パーセント以内 | 年0.75パーセント | | 12年超13年以内 | 年2.2パーセント以内 | 年0.65パーセント | | | |
| | | 13年超14年以内 | 年2.4パーセント以内 | 年0.65パーセント | | 13年超14年以内 | 年2.2パーセント以内 | 年0.65パーセント | | | |
| | | 14年超15年以内 | 年2.4パーセント以内 | 年0.65パーセント | | 14年超15年以内 | 年2.3パーセント以内 | 年0.55パーセント | | | |
| 2 保健機能推進施設整備資金 | (1) 大企業 業以外の 者に貸し 付ける場 合 | ア 貸付 金のうち 2億 7,000万 円以下の 部分 | 6年以内 | 年1.1パーセント以内 | 年1.95パーセント | 年1.1パーセント | イ 貸付 金のうち 2億 7,000万 円を越 える部 分 | 6年以内 | 年0.9パーセント以内 | 年1.95パーセント | 年1.1パーセント |
| | | | 6年超7年以内 | 年1.1パーセント以内 | 年1.95パーセント | 年1.1パーセント | | 6年超7年以内 | 年0.95パーセント以内 | 年1.9パーセント | 年1.05パーセント |
| | | 7年超8年以内 | 年1.25パーセント以内 | 年1.8パーセント | 年0.95パーセント | 7年超8年以内 | 年1.05パーセント以内 | 年1.8パーセント | 年0.95パーセント | | |
| | | 8年超9年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント | 8年超9年以内 | 年1.15パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント | | |
| | | 9年超10年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント | 9年超10年以内 | 年1.25パーセント以内 | 年1.6パーセント | 年0.75パーセント | | |
| | | 10年超11年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年1.6パーセント | 年0.75パーセント | 10年超11年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.5パーセント | 年0.65パーセント | | |
| | | 11年超12年以内 | 年1.55パーセント以内 | 年1.5パーセント | 年0.65パーセント | 11年超12年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.5パーセント | 年0.65パーセント | | |
| | | 12年超13年以内 | 年1.55パーセント以内 | 年1.5パーセント | 年0.65パーセント | 12年超13年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年1.4パーセント | 年0.55パーセント | | |
| | | 13年超14年以内 | 年1.65パーセント以内 | 年1.4パーセント | 年0.55パーセント | 13年超14年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年1.4パーセント | 年0.55パーセント | | |
| | | 14年超15年以内 | 年1.65パーセント以内 | 年1.4パーセント | 年0.55パーセント | 14年超15年以内 | 年1.55パーセント以内 | 年1.3パーセント | 年0.45パーセント | | |
| | (2) 大企業に貸 し付ける場合 | 6年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント | 6年以内 | 年1.15パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント | | |
| | | 6年超7年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント | 6年超7年以内 | 年1.2パーセント以内 | 年1.65パーセント | 年0.8パーセント | | |
| | | 7年超8年以内 | 年1.5パーセント以内 | 年1.55パーセント | 年0.7パーセント | 7年超8年以内 | 年1.3パーセント以内 | 年1.55パーセント | 年0.7パーセント | | |
| | | 8年超9年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | 8年超9年以内 | 年1.4パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | | |
| | | 9年超10年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | 9年超10年以内 | 年1.5パーセント以内 | 年1.35パーセント | 年0.5パーセント | | |
| | | 10年超11年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.35パーセント | 年0.5パーセント | 10年超11年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | |
| | | 11年超12年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | 11年超12年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | |
| | | 12年超13年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | 12年超13年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | |
| | | 13年超14年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | 13年超14年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | |
| | | 14年超15年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | 14年超15年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.05パーセント | 年0.2パーセント | | |
| 3 生活環境施設整備 資金 | 25年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | 25年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | | |
| | | | | | | | | | | | |

鳥取県告示第97号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成18年2月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成18年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--------------------|-------|--------------------|-------|
| 貸付利率 | 利子補給率 | 貸付利率 | 利子補給率 |
| 年 <u>1.8</u> パーセント | 略 | 年 <u>1.6</u> パーセント | 略 |

鳥取県告示第98号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成18年2月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成18年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|---------------------------------|----------------------|-------|---------------------------------|----------------------|-------|
| 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率 | | | 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率 | | |
| 資金の種類 | 貸付利率 | 利子補給率 | 資金の種類 | 貸付利率 | 利子補給率 |
| 資金別表第7号の資金 | 年 <u>2.425</u> パーセント | 略 | 資金別表第7号の資金 | 年 <u>2.225</u> パーセント | 略 |
| その他の資金 | 年1.8パーセント | 略 | その他の資金 | 年 <u>1.6</u> パーセント | 略 |
| 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率 | | | 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率 | | |
| 貸付利率 | 利子補給率 | | 貸付利率 | 利子補給率 | |
| 年 <u>1.8</u> パーセント | 略 | | 年 <u>1.6</u> パーセント | 略 | |